

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、福岡県民医連労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 3 年 11 月 5 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

年末一時金等

令和 3 年 11 月 2 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

公益社団法人福岡医療団《千鳥橋病院、千鳥橋病院附属歯科診療所、たたらりハビリテーション病院、大楠診療所、城浜診療所、新室見診療所、粕屋診療所、たちばな診療所、千代診療所、須恵診療所、新飯塚診療所、田川診療所、直方診療所》、医療法人親仁会《米の山病院、米の山歯科診療所、みさき病院、中友診療所、中央診療所》（以上、福岡県）、医療法人親仁会さかき診療所（熊本県）